

学部生の皆さんへ

山形県立保健医療大学 教務学生課長

今後の新型コロナウイルス感染防止対策の留意点について（一部改正）

「まん延防止等重点措置」が1月27日（木）から山形県に適用され、本学でもそれに合わせて感染防止対策を強化していたところです。このたび、「まん延防止等重点措置」が2月20日（日）をもって解除されることになりましたが、本学では、2月に入り複数の感染者が発生していることなどを踏まえ、後期が終了する3月31日（木）まで下記の感染防止対策を継続して実施します。

現在の感染状況から、いつどこで感染してもおかしくない状況にあることを踏まえ、春季休業中も気を緩めることなく、一層感染防止対策に努めてください。

【正しいマスクの着用】

- ①不織布マスクを正しく着用すること。②マスクを外しての会話は絶対に行わないこと。③マスクを着用していても、大声を発する行為（会話、談笑、声援、放歌等）は行わないこと。

【換気の徹底】

- 通常の飛沫感染だけではなくエアロゾルによる感染があることを常に意識し、率先して換気を心がけること。更衣室利用の際は、極力短時間、無言とし、学外でも閉鎖された空間を回避すること。

【食事・会食の制限】

- 飲酒を伴う会食は、長時間や大声になりやすいことから、まん延防止措置が適用される間は禁止とする。
- 飲酒を伴わない複数での食事・会食は、普段一緒にいる人（同居家族、普段行動を共にしている友人等）に限り、少人数かつ短時間で済ませること。学外実習の2週間前からは、同居家族以外の人との食事を禁止とする。
- 食事・会食の際は「黙食」を厳守し、会話は食事が終了してマスクを着用してから行うこと。※ 詳細別紙

【県外との往来の制限】

- 県外との往来については、ガイドラインに従い、政府が指定する①緊急事態措置区域、②まん延防止等重点措置区域に加え、③直近1週間の人口10万人あたりの新規感染者数が15人以上の都道府県（1/26現在すべての都道府県）との不要不急の往来は行わないこと。就職や帰省等でどうしても往来が必要な場合は、事前に、かつ早めに担当の先生に相談すること。なお、学外実習の2週間前から県外への往来（県外から来た人との面会を含む。）は禁止とする。※ 今後、医療機関・施設の実習要件が厳しくなることも想定されます。

【家庭内感染にも注意】

- オミクロン株は感染力が非常に強く家庭内感染の割合も従来株に比べて非常に高いことから、手洗いや換気など、これまで以上に家庭内での感染防止対策を行うこと。特に、高齢のご家族と同居している場合は、マスク着用など自分が感染しているかもしれないことを念頭に十分な対策を行うこと。

【健康観察の継続及び体調不良時の対応】

- 行動記録票は、毎日忘れずに記載し、直近2週間分はいつでも提出できるようにしておくこと。
- 体調が悪い時や、身近な人が濃厚接触者になったりPCR検査対象になった場合は、速やかに大学（担当の先生、学科長、事務局等）に報告すること。（春季休業中であっても報告すること。）また、発熱、喉の痛み、咳、鼻水、全身倦怠感など体調が悪い時は、絶対に登校せず、また、人と会わないようにし、かかりつけ医や受診相談コールセンターに相談すること。

【PCR検査】

- 保健所の指示による場合以外で、PCR検査が実習先の要件として必要な場合は、大学負担とする。
- 感染不安を感じる場合（無症状に限る）は、3月末まで県が実施している無料PCR検査・抗原検査（薬局、ドラッグストア等）を活用すること。※ <https://yamagata-pcr.com/> 参照

【ワクチン接種】

- 前回通知（令和3年12月9日付）のとおり、居住する自治体の指示に従うこと。

【アルバイト】

- 実習2週間前からは従事しないこと。実習がない場合でも、不特定多数の人と接触するアルバイトは控えること（接待を伴うアルバイトは禁止）。また、ワクチン未接種の世代（12歳未満等）を相手とするアルバイト（学習塾等）の際はくれぐれも気をつけること。
- ※ 学外実習の予定がある場合は、実習先のレギュレーションを厳守すること。

【サークル活動】

- 3月31日（木）まで活動を自粛すること。